

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和8年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
静岡地方法務局沼津支局	静岡県御殿場市神山
静岡地方法務局下田支局	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取
	静岡県賀茂郡松崎町岩科北側
静岡地方法務局浜松支局	静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家
静岡地方法務局袋井支局	静岡県袋井市富里